



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
3 月 16 日
号 外 （ 2 ）
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月16日

滋賀県監査委員	生	田	邦	夫
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

第 1 監査テーマ

調査委託の活用状況等について

第 2 監査の目的

社会経済環境が大きく変化していく中、県民が求める施策、時代の変化に対応するための施策を着実に実施するため、計画の策定、施策の構築に関連して、外部の専門知識や技術等を有する者に委託して調査が実施されている。

これら各分野における各種の調査委託に係る成果が、県の施策立案等に十分活用され、県民生活にとって真に有効なものとなったか、調査委託の経費が適正であったか等を検証し、その問題点や課題を明らかにすることを目的に実施した。

第 3 監査対象事務および対象機関

本庁知事部局、各行政委員会、警察本部、企業庁および病院事業庁（72機関）に対し、県が所管する事務事業の実態把握や関連する情報の収集・分析あるいは政策立案のために平成26年度から平成28年度までに行った調査委託の実施状況について照会を行った結果、報告のあった208件の委託事業のうちから、今後の政策立案を目的として行った調査委託であって、契約金額が500万円以上（総務部および農政水産部については200万円以上）のもの、または契約日が10月以降のものを監査対象事務および監査対象機関として表1のとおり選定した。

なお、原則として監査対象事務については、1機関につき最大3事業までとするが、監査委員が特に必要と認めたものは、これにかかわらず監査対象とした。

表 1 監査対象事務および対象機関

番号	監 査 対 象 事 務	監 査 対 象 機 関	
		部 局	機 関
1	広域連携推進のための戦略検討調査委託	総合政策部	企画調整課
2	平成27年度びわこ文化公園都市（仮称）スポーツ・健康づくり拠点等調査検討業務委託	総合政策部	企画調整課
3	人口減少・超高齢化社会に対応するための課題と政策のあり方についての調査・分析委託	総合政策部	企画調整課

4	「滋賀らしいC R C」の検討委託業務	総合政策部	企画調整課
5	空き家の活用等の促進による地域活性化に関する調査研究	総務部	市町振興課
6	グリーン・イノベーション推進調査委託	県民生活部	エネルギー政策課
7	新しいエネルギー社会づくり推進調査委託	県民生活部	エネルギー政策課
8	スポーツ交流創出コンサルティング業務委託	県民生活部	スポーツ局
9	平成27年度県内無料W i - F i 普及促進業務	県民生活部	情報政策課
10	T O C 等導入に向けた有機物の生態系等への影響調査委託	琵琶湖環境部	琵琶湖政策課
11	琵琶湖における物質循環解析業務委託	琵琶湖環境部	琵琶湖環境科学研究センター
12	琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の水質シミュレーションおよび物質循環と生態系の関係解析業務	琵琶湖環境部	琵琶湖環境科学研究センター
13	琵琶湖における有機物収支の把握に関する研究委託	琵琶湖環境部	琵琶湖環境科学研究センター
14	早崎ビオトープ生物環境モニタリング調査	琵琶湖環境部	湖北環境事務所
15	産業廃棄物処理業者等業務実績報告データ整理解析業務(平成26年度、平成27年度)	琵琶湖環境部	循環社会推進課
16	滋賀県汚水処理施設整備構想策定業務委託	琵琶湖環境部	下水道課
17	平成27年度琵琶湖流域下水道湖南中部処理区画経営計画策定業務委託	琵琶湖環境部	下水道課
18	琵琶湖流域別下水道整備総合計画基礎調査業務委託	琵琶湖環境部	下水道課
19	平成28年度県営(有)林経営管理調査委託事業	琵琶湖環境部	森林政策課
20	ニホンジカ森林土壌保全対策指針策定業務委託	琵琶湖環境部	森林保全課
21	平成27年度特定鳥獣保護計画モニタリング調査事業(ツキノワグマ)	琵琶湖環境部	自然環境保全課
22	森林動物行動圏等調査事業	琵琶湖環境部	自然環境保全課
23	医療福祉拠点整備事業にかかる公募要件等検討業務	健康医療福祉部	健康福祉政策課
24	滋賀の健康・栄養マップ調査集計事業	健康医療福祉部	健康寿命推進課
25	滋賀の医療福祉に関する県民意識調査事業委託	健康医療福祉部	医療福祉推進課
26	児童・思春期の精神医療連携システム研究事業	健康医療福祉部	障害福祉課
27	滋賀県産業振興ビジョンに関する県民意識調査業務委託	商工観光労働部	商工政策課
28	プロフェッショナル人材戦略拠点運営業務委託	商工観光労働部	商工政策課
29	滋賀県観光マーケティング分析業務	商工観光労働部	観光交流局
30	環境こだわり農業総合的調査業務	農政水産部	食のブランド推進課
31	「近江牛」ブランド力向上支援事業委託	農政水産部	畜産課
32	中山間地域現状調査委託	農政水産部	農村振興課
33	平成27年度北陸新幹線敦賀以西開業を見据えたケーススタディ調査業務委託	土木交通部	交通戦略課
34	平成28年度北陸新幹線敦賀以西開業を見据えたケーススタディ調査業務委託	土木交通部	交通戦略課
35	人口減少を見据えた公共交通のあり方検討業務委託	土木交通部	交通戦略課
36	平成26年度近江大橋等交通状況調査および交通対策検討業務	土木交通部	道路課
37	平成27年度近江大橋等交通状況調査および交通対策検討業務	土木交通部	道路課
38	道路事業ストック効果検討および道路網検討業務	土木交通部	道路課
39	歴史街道の景観形成・まちづくり調査検討業務委託	土木交通部	都市計画課
40	平成25年滋賀県住生活総合調査集計・分析等業務委託	土木交通部	住宅課
41	滋賀県空き家団地リノベーション支援事業に係る実態調査・分析委託業務	土木交通部	住宅課

42	滋賀県住生活基本計画策定等に係る調査検討業務委託	土木交通部	住宅課
43	滋賀県避難路沿道建築物調査業務委託	土木交通部	建築課
44	滋賀県既存建築物耐震改修促進計画策定業務委託	土木交通部	建築課
45	滋賀県立小児保健医療センター基本構想策定にかかる基礎調査業務委託	病院事業庁	小児保健医療センター

第 4 監査の着眼点

- 1 調査の時期は適正か。
- 2 調査目的に対して、調査の規模は適正か。
- 3 調査目的に対して、費用は適正か。
- 4 調査結果について、十分活用がなされているか。

第 5 監査の実施方法

監査対象機関から提出された、調査委託の目的等を記載した行政重点監査調書に基づき、事務局調査員が予備調査を実施し、その結果に応じて関係職員との対面または書面による委員監査を実施した。

第 6 監査執行年月日

予備調査 平成29年10月16日から11月7日まで

委員監査 平成29年12月20日および22日

第 7 監査結果および意見

1 監査結果の概要および総括的意見

監査の結果、明らかに適正を欠くものはなかった。

しかしながら、経済性、効率性、有効性の観点から改善または留意すべき事項も見受けられたため、その結果の概要を示すとともに、総括的な意見を付す。

なお、今回の監査は、対象となる208件の事務の中から一部を抽出して行ったものであるが、監査対象とならなかった機関においても、今後、調査委託を実施する場合において、当該意見を参考に、経済的、効率的、効果的な事務の執行に努められたい。

(1) 外部委託による実施理由と有効性について

計画の策定、施策の構築に関連して、現状把握や課題の抽出などを行うために、県では、職員自らが、国の機関等が公表している統計資料や業務の中で得られる情報などから、様々な調査、データ収集、分析を日常的に実施している。

その中で、調査等を外部機関に委託する方法を選択した理由について確認を行った。

ア 結果概要

調査研究の目的、内容はそれぞれ異なるため、外部機関に委託する理由も様々ではあるが、分類すると概ね表 2 のとおりである。

表 2 外部機関へ委託した理由

外部委託の理由	件数
高度な専門的知識、技術等が必要なため職員で実施することが困難	15
調査規模、作業量等が膨大であるため職員で実施することが困難	2
委託で実施する方が効率的または効果的	24
一定の専門性が必要	(7)
調査規模、作業量等が多い	(2)
専門性が必要かつ調査規模、作業量等が多い	(15)
その他(※)	4
計	45

※ その他の主な内容

- (7) 受託者の先行調査の成果を継続して利用しなければ当該調査自体を実施することができないため。
 (4) 国から補助を受けた研究費用を、他の共同研究機関に対して委託料として配分するため。

イ 意見

表 2 のとおり、「高度な専門的知識、技術等が必要なため職員で実施することが困難」および「一定の専門性が必要」または「専門性が必要かつ調査規模、作業量等が多い」ことから委託で実施する方が効率的または効果的であるなど「専門性」を委託した理由にあげているものが 45 件中 37 件と、8 割以上を占めている。

しかしながら、実際の調査結果・成果を確認したところ、その報告書の内容が、例えば、滋賀県の人口動向で流出・流入が多い府県の名称や人口ピークの時期など統計資料から直接読み取れる情報を記載しているだけのもの、アンケートの調査における個別項目の回答者の人数を掲げているだけのものなど表面的な分析に留まっているものや、分析が抽象的なもの、専門性を活かした具体的な提言がなされていないものなど、専門性が十分発揮されているとは言い難いものも複数見受けられた。

調査について、単に表面的な結果、人数、実情を把握するだけで、その結果につながった要因分析がなされていないければ、効果的な施策の構築や具体的な事業化につなげることは困難と考えられる。

については、県職員では対応困難な専門的知識、技術が必要であることから、外部機関に委託して調査を実施するのであれば、費用に見合った調査委託の有効性を十分発揮するために、その成果物が、専門性を活かした分析結果や課題に対する有効かつ具体的な提言が得られるものとなるよう受託者に対し強く求められたい。

(2) 調査委託の経済的な執行について

事務事業の遂行および予算の執行については、同一の効果が得られるのであれば、当然、より少ない費用で実施することが求められる。

各監査対象事務について、契約の方法の確認を行った。

ア 結果概要

契約の方法について、分類したものは表 3 のとおりである。

「予算額に対する契約額の割合」は、当初予算額（年度途中で補正予算により実施することが決定されたものについては、当該補正予算額）に対する、委託契約額の割合を、単純平均して示している。

なお、1 者見積りによる随意契約（以下「1 者随契」という。）については、執行段階で事業内容を見直して、一部予算を執行していないものもあることから、契約額の割合が低く出ているが、13 件中 9 件は 95% を超えており、また、プロポーザル方式による随意契約（以下「プロポーザル」という。）についても、21 件中 15 件は、99% を超えている。

表 3 委託契約の方法

契約方法	件数	予算額に対する契約額の割合（平均）
一般競争入札	11	82.6%
プロポーザル	21	96.7%
1 者随契	13	88.4%
計	45	90.8%

イ 意見

委託業者の選定については、プロポーザルを採用しているものが 45 件中 21 件と、監査対象の半数近く見受けられたが、これは、受託者の能力により得られる成果が異なることや、県で細かな仕様を定めるよりも業者から具体的な提案をもらうことで、より効果的な調査が期待できることに起因していると思われる。

プロポーザルについては、一定の費用の範囲でより優れた提案を受けたり、分析力、企画力の高い業者を選定できるなど、より効果的に事業を進めることが期待できることから、費用対効果の面でも優れた方法であると思われるが、(1)でも述べているとおり、今回の監査では、費用に見合った専門性が発揮されているとは言い難いものや、調査の結果を反映しようとしている施策や事業の内容をみる限り、プロポーザルで業者を選定するほどの専門性等は必要なかったのではないかとと思われるものが複数見受けられた。

結果としては提案内容の優劣で採否が決定されたことから、費用については、採用に係る参考程度に扱われることが多いため、競争入札による業者選定と比べると割高となっている。

基礎資料・データの収集など単に作業量が多いため委託を行うことについては、一定、効率的であると思われるが、その選定方法については、一般競争入札を行う方が経済的である。たとえプロポーザルで実施する場合であっても、会計管理局が定めている「滋賀県プロポーザル事務処理要領」では、見積価格は相手方決定の重要な要素であることから、評価項目のうちの1つとして評価の対象とすることを求めている。

しかしながら、実際には見積価格は参考程度に扱われていることが多く、アで述べたとおり多くの機関で予算額に極めて近い金額での執行となっているが、調査に要する専門性や分析力、企画力に応じて、審査における見積価格の評価点・加重割合を設定することで、より経済的な執行につなげることができると考えられる。

については、委託調査結果に基づき実施される事業やその効果、調査に必要となる専門性を十分検討して、適切な契約方法を選択されるとともに、プロポーザルで実施される場合においても、求める効果に応じた見積価格の評価点・加重割合を審査基準で設定するなど調査委託の経済的かつ効率的な執行に努められたい。

(3) 調査結果の有効な活用について

事務事業の遂行および予算の執行の結果については、その費用に見合った効果を上げることが求められる。調査を実施するだけでは、行政施策に何の影響も及ぼさないことから、調査委託による成果物がどのように活用されているかについて確認を行った。

ア 結果概要

調査結果の活用状況について、分類したものは表4のとおりである。

「計画等を策定したものまたは計画の基礎資料としたもの」には、計画案の策定そのものを委託したものと、計画の策定に際して必要となる基礎データの収集等を委託したものが含まれている。

「事業化につなげたもの」については、調査委託の結果を受けて、新たな具体的な事業を実施したものと実施することが決定しているものを分類しており、従来から実施している事業または調査委託の成果が出る前から実施することが決定している事業に活用するものは、「その他」に分類している。

なお、33件については、いずれかの項目で重複しているものである。

表4 調査結果の活用状況

活用状況	件数
審議会、協議会等の資料としたもの	22
計画等を策定したものまたは計画の基礎資料としたもの	25
事業化につなげたもの	13
その他(既存事業の実施において参考としたもの等)	18
計	78(うち重複33)

イ 意見

今年度、監査対象として選定した事務は、今後の政策立案を目的として行った調査委託であり、計画策定もしくはその基礎資料として活用するものが多く含まれているが、本来、計画策定およびそのための調査を行う理由は、県の課題解決に向けて具体的に取られる事業、施策が、計画的に行われることにより、効率的、効果的なものとなり、不必要な経費の支出を防止することにあると考えられる。

調査の活用状況では、審議会、協議会の資料としたもの、もしくは計画策定またはその基礎資料としたもののいずれかで活用しているもので60%を占めているが、例えば広域連携を推進するための方向性を示すための指針策定に調査結果を活用しているものの、当該調査結果に基づいた具体的な施策が乏しいなど、実質的に会議の資料もしくは計画策定段階までに留まっているものが複数見受けられた。

については、調査結果に基づき明らかになった行政課題について、有意義な審議や、有用な計画が策定されたとしても、課題の解決、計画の実現に向けた具体的な事業、施策が講じられなければ委託調査の成果物が有効に活用されているとは言い難いことから、調査により得られた成果については、確実に施策に反映できるよう効果的に活用されたい。

また、今回監査対象とした45件の調査委託のうち、具体的な事業化につながっているとしたものも13件あるほか、審議結果、計画に基づき施策展開を行っているものもあったが、例えば2か年で約5,000万円をかけて交通量や交通対策に係る調査を実施されており、抜本的な渋滞対策については、継続的に取り組んでいるとのことではあるが、現段階で実現している対策は1か所の信号の調整程度のものや、2,900万円余りを

かけて歴史街道の景観資産に関して調査しているが、調査結果をもとに行われた県の直接的な事業は、100万円余りの費用で市町が個別事業を行う際のモデルを提示するためのケーススタディの実施程度に過ぎないものなどが見受けられた。

調査結果に基づいて行われる事業、施策が調査費用に対して大きな効果が発揮できていれば問題ではないが、調査費用を直接、個別・具体的な事業に活用したほうが効果的であると思われるものは、費用対効果の観点から課題があると言わざるを得ない。

については、事業を遂行する上で、現状把握や課題の抽出は当然必要なことではあるが、調査委託の実施前に、そのための費用と、調査結果に基づいて行われる事業の成果とを十分比較検討したうえで、より効果的な事業、施策を実施されたい。

2 各事業別監査結果および意見

監査対象とした個別の事務の概要を次のとおり示す。

なお、個別の事務において、検討すべき課題がある事務については併せて意見を付した。

(1) 意見を付した事務

ア 広域連携推進のための戦略検討調査委託

機関名	総合政策部企画調整課		
契約期間	平成26年6月23日～平成27年3月31日		
予算額	4,000,000円	契約額	3,936,000円
財源	一般財源	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	リニア中央新幹線や北陸新幹線等の整備に伴う国土軸の変化や次世代型産業の創出や就業人口の減少による産業構造の変化が本県に与える影響を捉え、広域的に対応すべき課題や目指すべき方向性を明らかにし、中部圏の成長を取り込む広域連携のための戦略検討を行うこと。		
委託調査の内容	(1) 国土軸の変化に伴う影響調査 (①人流・物流の状況調査、②リニア中央新幹線等のインフラ整備による時間短縮効果および予想される影響調査) (2) 産業構造の変化に伴う影響調査 (①滋賀県・中部圏の産業のつながり調査、②就業人口の減少、次世代自動車普及が産業に与える影響調査) (3) 変化を捉えた目指すべき方向性の検討 (滋賀県が近隣県等と広域的に取り組むべき課題および方向性についての検討)		
外部委託の理由	人流・物流等の調査・分析やリニア中央新幹線や北陸新幹線のインフラ整備の影響、産業構造の変化など多岐にわたる分野で専門的知識が必要となること。また、隣県の特性を踏まえた戦略的連携施策の検討について、各県の特性或状況に精通し、中部各県の有識者等へのパイプが必要となることや、本県との連携による分析には専門的知識が必要となることから、当課の現員で対応することは困難であり、各種データを保有し専門的技能を有する機関でしか実施できないため。		
委託調査結果の活用状況	「広域連携推進の指針」改定のための基礎データとするとともに、本県を取り巻く状況の変化に対応した広域連携方針の方向性の検討のための基礎資料として活用 同指針を受けて各部局において中部圏・北陸圏との広域連携施策を推進		
監査意見	北陸新幹線については、調査に際して想定した内容と整備の方向性が結果として異なっており、また、そもそもリニア中央新幹線の整備は相当先となることから、これらを前提条件とすることは、時期尚早であったと言わざるを得ない。調査結果には、新幹線等の整備による国土軸の変化に伴う影響(人流・物流、時間短縮効果等)など既に活用できない内容のものや、今後の状況変化により活用できなくなる可能性が高いものも含まれており、広域連携の戦略検討について、効果が不十分であると考えられる。 今後、これまでの取組の総括を行った上で、適切な時期を十分に検討し、調査結果を目指すべき施策に有効に活用できるようにされたい。		

イ 平成27年度びわこ文化公園都市(仮称)スポーツ・健康づくり拠点等調査検討業務委託

機関名	総合政策部企画調整課		
契約期間	平成27年7月8日～平成28年3月25日		
予算額	19,300,000円	契約額	14,526,000円

財源	一般財源	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	びわこ文化公園都市における多様な施設の集積等、当地域の強みを活かした、スポーツ・健康づくりに関する拠点施設の立地可能性について検討を行うこと。		
委託調査の内容	スポーツ・健康づくりに関する拠点施設の立地可能性を検討するために必要となる、開発に係る諸条件の整理や施設整備の概略等の資料作成 (1) 現状分析・調査 (2) 課題等抽出・整理 (3) 基本的な方向性の検討 (4) 拠点施設の検討（導入施設および規模、施設整備計画等、イメージ図等作成、概算事業費、事業スケジュール） (5) 評価		
外部委託の理由	本調査検討の対象地域は各種法規制が多岐にわたるとともに、業務内容についても複数の分野にまたがるなど、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務であり、現員で対応することは困難であり、専門性を有する事業者に委託して実施するほうが効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	本調査結果を検討材料として、新県立体育館を、びわこ文化公園都市に整備することを決定		
監査意見	<p>本調査は、びわこ文化公園都市の土地を所管する監査対象機関が、国体主催会場選定の際の付帯意見を受けて行ったものであり、調査目的が県立体育館の立地場所の選定ではなかったことは一定理解する。一方で、本調査と並行して教育委員会事務局において行われた県立社会体育施設の今後のあり方検討においては、本委託調査の成果物が提出される前にびわこ文化公園都市への新県立体育館の立地を決定されている。</p> <p>こうしたことを考慮すると、教育委員会の決定は、調査の成果物に基づいた合理的・客観的な判断であったとは言い難いことから、両機関の連携が不十分であったと思われる。</p> <p>また、立地の決定に至った要因については、人口集積地に位置し高速道路の結節点にあること、公共交通の充実により広域からのアクセスが容易であること、大学、医療機関、福祉施設など多様な立地施設・資源との連携により、スポーツに限らず、県民の健康づくりの拠点として幅広い機能発揮が期待できることなど、必ずしも当該調査がなければ判断できないものばかりではないと思われる面もある。</p> <p>監査対象機関が説明するように、調査目的はあくまでスポーツ・健康づくりに関する拠点施設の立地の可能性を調査するということであるが、新県立体育館の立地場所として選定された結果から見れば、調査委託の内容としては、工事期間等の解決すべき課題の整理や、適切な開発規模の提案に留めても県立体育館の立地場所の選定のためには十分な判断材料を得ることができ、また、契約の審査において見積価格の評価点を高く設定することなどで経済的な執行ができたのではないかと。</p> <p>今後、同様の調査を実施する場合には、調査結果の活用方法をよく見極めたうえで、調査項目、調査規模、必要な専門性について十分に検討を行い、必要最小限の経費の支出となるようにされたい。</p>		

ウ 人口減少・超高齢化社会に対応するための課題と政策のあり方についての調査・分析委託

機関名	総合政策部企画調整課		
契約期間	平成27年 4 月24日～平成27年12月28日		
予算額	17,500,000円	契約額	17,500,000円
財源	国庫	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	県と市による政策研究会（県・市町人口減少問題研究会）で用いる検討資料および「県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けた基礎資料とすること。		
委託調査の内容	(1) 人口動向の分析 (2) 経済構造の分析 (3) 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析 (4) 大学生への就職意向調査 (5) 県外企業の本社機能移転に係る意向調査		

	<p>(6) 県民の結婚意識に係る意向調査</p> <p>(7) 人口減少・超高齢化社会に対応する政策および評価指標の検討と提案</p> <p>(8) 有識者との意見交換等の場の運営補助</p>
外部委託の理由	<p>人口動向の分析、経済構造の分析、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析、人口減少・超高齢化社会に対応する政策および評価指標の検討と提案については、各分野における広範かつ専門的な知識を必要とすること、また、大学生への就職意向調査、県外企業の本社機能移転に係る意向調査、県民の結婚意識に係る意向調査については、一定期間内に大規模かつ複数の調査を実施する必要があることから、現員職員での対応は困難であり、専門的スキルを持つ外部への委託により実施の方が効率的である。</p>
委託調査結果の活用状況	<p>(1) 「県・市町人口減少問題研究会」の資料として活用</p> <p>(2) (1)研究会を経て「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」策定に係る基礎資料として活用</p> <p>総合戦略を滋賀県基本構想の重点施策を推進するためのエンジンとして位置付け、19のプロジェクトに重点的に取り組んでいる。</p>
監査意見	<p>調査結果の大部分は、滋賀県の「推計人口年報」や経済産業省の「工業統計」など、既存の統計資料が抜粋されており、その分析についても、転入のピーク、転出の多い地域など資料から表面的に読み取れるものが多く、また人口に影響を与えると見込まれる要因についても、「出産年齢女性の転出入の動向」、「未婚化・晩婚化の進行等、有配偶率の動向」、「働きながら子育てできる環境整備」が、「今後の自然増減に影響」など一般的に周知の内容となっているなど、得られた調査分析内容が費用と見合っているか疑問である。</p> <p>また、委託内容には、人口減少・超高齢化社会に対応する政策および評価指標の検討・提案が含まれているが、調査項目・分析結果がこれらとどのように結びついているのかもよく理解できない。</p> <p>設定された評価指標については、取組内容と成果の把握には努められているが、さらに評価指標の数値の背景、要因について十分に分析・検討されたい。</p> <p>また、今後、同様の調査を行われる場合は、費用に見合った効果が得られるよう、十分に検討されたい。</p>

エ 「滋賀らしいCCRC」の検討委託業務

機関名	総合政策部企画調整課		
契約期間	平成28年6月1日～平成29年1月31日		
予算額	10,000,000円	契約額	10,000,000円
財源	国庫	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	<p>豊かな自然と歴史資産に恵まれた本県の特徴を活かした「滋賀らしいCCRC(※)」について、その目指すべき方向性や姿、実現可能性についての協働検討会議で用いる資料として調査を行うとともに、同会議の運営補助を行うこと。</p> <p>※ CCRC 高齢者コミュニティ「Continuing Care Retirement Community」の略で、国の有識者会議では「地域の高齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、地域住民や多世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すもの」とされている。</p>		
委託調査の内容	<p>(1) 国内外の先進事例調査</p> <p>(2) 滋賀県内在住者を対象とした「滋賀らしいCCRC」ニーズ調査</p> <p>(3) 首都圏および京阪神地域等に在住の滋賀県出身者等を対象とした移住ニーズ調査</p> <p>(4) 滋賀県の地域特性に関する整理分析</p> <p>(5) 滋賀県の地域特性を踏まえた「滋賀らしいCCRC」の類型別事業モデルの作成および実現可能性調査</p> <p>(6) 協働検討会議の運営補助</p>		
外部委託の理由	<p>都市部や滋賀県内在住者等を対象とした移住ニーズ調査や国内外の先進事例調査は一定の規模が必要であること、および県の地域特性に関する整理分析、滋賀らしいCCRCの類型別事業モデルの作成および実現可能性調査については、高度かつ専門的な知識が必要となることから</p>		

	ら、当課の現員で対応することは困難であり、また、専門的な技能を有する機関に委託して実施の方が効率的であるため。
委託調査結果の活用状況	「「滋賀らしいCCRC」協働検討会議」の資料として活用 目指すべき方向性や地域の担い手の育成、様々な連携の姿など、今後の展望と県の役割を整理し、一部の市町で事業化 今後、本県が目指すべき姿である「健康長寿・生涯活躍」のための「交流の場・居場所づくり」の実現について、次期基本構想に係るテーマの一つとして、庁内で検討予定
監査意見	調査は、市町の課題認識や本県の状況を踏まえると、国が日本版CCRCで打ち出した「都市部の高齢者の地方移住」に力を入れるよりも、地域の高齢者の「健康長寿・生涯活躍」を優先させ、過疎化が進む地域では、そのための担い手確保の一手段としての「移住」施策も必要という結論に至っており、マクロ的な視点に基づき実施されていた。 移住に関する課題に係る具体的な施策は市町が担うことになるが、その状況は個々の市町ごとに異なることから、本調査結果が今後の施策に活用され、費用に見合った成果につなげていくことが課題である。 今後、同様の調査を行われる場合は、本県に相応しい内容とするとともに、費用対効果を十分考慮して実施されたい。

オ 空き家の活用等の促進による地域活性化に関する調査研究

機関名	総務部市町振興課		
契約期間	平成28年 5 月 2 日～平成29年 3 月31日		
予算額	2,000,000円	契約額	2,000,000円
財源	国庫	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	空き家の活用や適正管理を妨げる要因の把握や空き家活用の事例研究を通じて、空き家の活用等の促進による地域活性化に向けた課題とその対策を考察すること。		
委託調査の内容	滋賀県立大学の先行調査研究の成果を活用し、異なる市町で2集落を調査研究地域に設定したうえで、(1)空き家の活用を阻害する所有者等の意識や家屋管理等の実態把握、(2)空き家活用の事例を分析し、地域活性化に向けた課題の整理を行い、地元住民等の参加によるワークショップや関係団体等で構成する研究会を通じて、空き家の活用等の促進するための方策を検討する。		
外部委託の理由	本調査研究は、滋賀県立大学が調査・研究していた「滋賀県湖北の中山間地域における現状とその保存・活用」の調査結果を踏まえての調査研究であり、当該研究に係る基礎資料・知見を有する唯一の者であり、また、本研究の遂行に必要な、地域活性化に関する専門的知見や県内各地域の実情に精通している点についても、同大学地域共生センターには豊富な地域課題研究実績とその蓄積があることから、県立大学に外部委託することにより、より効率的に専門的な知見による調査研究を行うことが可能となるため。		
委託調査結果の活用状況	「滋賀移住・交流促進協議会」の資料として活用 各市町における相続時の適正な登記へ向けた積極的な呼びかけの根拠資料として、また、空き家の活用事例をもとに新たな地域活性化策を検討するための参考資料とする。		
監査意見	調査結果では、空き家の活用に係る阻害要因として、相続登記等が適正にされていないことが掲げられていた。 調査結果は、移住・交流を促進するための協議会の資料として主に活用されているが、移住・交流の促進は、市町が主体となって取り組む事業である。相続登記が適正になされていないことは、全国的にも問題となっており、周知の事実であったと思われ、市町と十分に連携、検討された上で本調査が実施されたのか疑問があり、また調査結果が市町において、どのように活用されているかも不明である。 また、委託内容には、空き家活用の事例を分析することが含まれているが、調査結果では県内の数事例の分析に留まっている。空き家の活用を検討するには、滋賀県内だけでなく、もっと広く全国各地から実現可能事例を集めることが必要であり、それにより地域住民の選択肢が増え、行動に移そうという意欲につなげることも必要であると考え。 については、市町の施策を積極的に収集・把握し、連携を深め、地域住民が自分の所有する空		

き家を有効利用しようとする意欲を喚起するような調査を行い、それを個人・地域の活性化や経済的な発展につなげられたい。

カ TOC等導入に向けた有機物の生態系等への影響調査委託

機関名	琵琶湖環境部琵琶湖政策課		
契約期間	平成27年10月23日～平成28年3月31日		
予算額	9,290,000円	契約額	9,288,000円
財源	一般財源	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	湖水や湖内への流入水から溶存態の難分解性有機物であるフミン物質(フルボ酸とフミン酸の混合物)と親水性酸を抽出し、それらが植物プランクトン等の水生生物に与える影響を評価すること。		
委託調査の内容	(1) 溶存態難分解性有機物の抽出と測定・分析 (2) 難分解性有機物を用いた生物影響評価の実施		
外部委託の理由	難分解性有機物の抽出は微量であり(琵琶湖水10tから数g程度しか抽出することができない)、分析法も多岐にわたっていることから、事業者の持つ経験や高い技術力が必要であるため。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」の資料として活用 当該委託調査結果等を踏まえ「琵琶湖における有機物収支の把握に関する研究」を実施 (2) 「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定に係る基礎資料として活用 (3) 琵琶湖の水質評価指標としてのTOC(※)等の導入に向けた検討および調査研究を進め、生態系保全も視野に入れた新たな水質管理手法の確立を目指す一連の調査研究の一部として実施しており、次年度以降も関連する調査を実施予定 ※ TOC 全有機炭素。水中の酸化されうる有機物の全量を炭素の量で示したもの。		
監査意見	<p>本調査は、これまでの工場排水対策等により、琵琶湖に流入する汚濁負荷は低減し、水質は多くの項目で改善傾向にあるにもかかわらず、依然としてCOD(※)は低減しておらず、その指標性に問題があるとの考えに立ち、水質評価指標としてのTOC等の導入に向けた調査研究の一環として実施されている。</p> <p>水質の評価指標は国の定める基準であり、CODの指標性の問題については、琵琶湖固有の課題ではないと思われるが、これまで本県が単独で調査費用を負担している。</p> <p>調査研究、新指標導入の推進体制については、より早期に成果を得て、コスト削減にもつなげられるよう、滋賀県単独で実施する前に国や他の自治体に働きかけ、共同調査について議論すべきであったのではないかと。</p> <p>今後、同様の調査を実施する場合は、他の機関への積極的な働きかけを行い、より大きな成果とコスト削減につなげられたい。</p> <p>また、TOCの導入によるメリット、効果に対する、調査金額の妥当性の面から、どこまで滋賀県単独で費用を抱え、調査を進めていくのか、調査の成果の到達点を示し、その費用対効果を勘案しながら事業を進められたい。</p> <p>※ COD 化学的酸素要求量。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したもの。</p>		

キ ニホンジカ森林土壌保全対策指針策定業務委託

機関名	琵琶湖環境部森林保全課		
契約期間	平成26年7月7日～平成27年2月27日		
予算額	9,500,000円	契約額	9,460,800円
財源	一般財源	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	ニホンジカによる森林被害を調査し、表土の流出を防ぐ対策手法の提示と考え方の整理を行い、総合的な観点のもと、森林土壌保全対策指針の策定を行うこと。		
委託調査の内容	(1) ニホンジカの森林被害についての調査 (2) 森林被害の類型化および被害に応じた対策手法の体系化		

	<p>(3) ニホンジカ森林土壌保全対策指針および対策手法の取りまとめ (マニュアルの作成)</p> <p>(4) ニホンジカ森林土壌保全対策指針の策定</p> <p>(5) ニホンジカ森林土壌保全対策検討委員会等の組織および資料作成、運営、議事録作成</p>
外部委託の理由	<p>既存の調査資料を分析し、地形や地質、土壌、植生、気候、荒廃状況等を勘案した調査が必要であり、専門的な知識と高度な情報処理能力が必要となることから、当課の現員で対応することは困難であり、専門的な機関に委託して実施する方が効率的であるため。</p>
委託調査結果の活用状況	<p>「ニホンジカ森林土壌保全対策指針」を策定</p> <p>同指針を受けて、治山事業により、表土流出防止のため、本数調整伐・筋工等の実施、および比較的风险が低い地域について、造林事業にかかる防護柵設置の研修などと連係して、土壌保全マニュアルを継続的に活用し、土壌保全の考え方を、森林所有者や森林組合にも向けて発信・普及していく。</p>
監査意見	<p>本調査は、ニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退に起因する表土流出を防ぐため、その対策手法の提示と考え方の整理を行う森林土壌保全対策指針を策定するために実施されている。</p> <p>同指針においては、森林土壌保全について、県の各機関が治山事業等に際して参考とするとともに、これらの情報を広く共有し森林所有者も含めた県全体での対策を講じることとされている。しかしながら、この指針の普及啓発を図るため、県・市町・森林組合職員および森林所有者を対象とする説明会、研修会は計 8 回開催されているものの、森林所有者の参加は少なく、官民一体となった取組として、十分周知されているか不明である。</p> <p>ついでには、森林所有者に、ニホンジカの食害対策に効果のある森林施業について、理解を深めるように、より一層積極的に働きかけ、同指針を十分に周知し、調査結果を効果的に活用されたい。</p>

ク 森林動物行動圏等調査事業

機関名	琵琶湖環境部自然環境保全課		
契約期間	平成28年 6 月17日～平成29年 3 月24日		
予算額	9,500,000円	契約額	9,495,000円
財源	一般財源約40%、基金約60%	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	<p>「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画」、「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」および「滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画」に基づきニホンザル、ニホンジカおよびイノシシの管理を図るため、これら森林および集落等周辺に生息する動物の行動圏等を調査すること。</p>		
委託調査の内容	<p>(1) サル出没カレンダー調査等</p> <p>(2) ニホンジカ生息密度調査</p> <p>(3) ニホンジカ個体数の推定</p> <p>(4) シカ・イノシシ分布状況調査</p> <p>(5) 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画 (第3次) (素案) の作成</p> <p>(6) 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 (第2次) (素案) の作成</p>		
外部委託の理由	<p>当該業務の遂行には、野生動植物の生態や生息環境に関する高度な知識を有し、これらの情報に係る分析・処理能力が求められることから、当課職員において、これらの業務を実施することは困難であるため、外部委託の必要性がある。</p>		
委託調査結果の活用状況	<p>(1) 「滋賀県環境審議会 (自然環境部会)」の資料として活用</p> <p>(2) (1)の審議を経て、「第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ)」を策定</p> <p>同計画に基づき、①ニホンザル個体数調整推進事業、②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、③湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業、④ニホンジカ広域管理捕獲実施事業、⑤指定管理鳥獣捕獲等事業、⑥地域ぐるみの捕獲推進事業、⑦第二種特定鳥獣管理計画検討会 (ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ) を実施</p>		

監査意見	<p>本調査が行うニホンジカの頭数管理は、森林被害対策にもつながるものであるが、森林保全課も森林の下層植生被害や土壌流出対策などニホンジカによる森林被害調査を行っている。</p> <p>ニホンジカによる森林被害の根本は頭数の増加にあり、双方の一層の連携により被害縮小の成果が期待される。</p> <p>調査時期や手法が異なるとしても、自然保護や森林保全の効果を最大限に発揮できるよう、森林保全課とのなお一層の連携強化に向けて取り組まれない。</p>
------	--

ケ 医療福祉拠点整備事業にかかる公募要件等検討業務

機関名	健康医療福祉部健康福祉政策課		
契約期間	平成28年10月11日～平成29年3月24日		
予算額	4,800,000円	契約額	2,800,000円
財源	一般財源	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	<p>県庁周辺地域における低未利用県有財産について、「医療福祉拠点としての県庁周辺地域の利活用方針(案)」に沿った有効活用を実現するため、不動産市場の動向や民間事業者の意向等を調査するとともに、当該調査結果を踏まえた公募要件等の検討を行うこと。</p>		
委託調査の内容	<p>(1) 整備予定地の活用に係る市場調査</p> <p>(2) 専門家会議の設置および運営にかかる支援</p> <p>(3) 公募要項(素案)の作成</p> <p>(4) 今後の課題整理</p>		
外部委託の理由	<p>県庁周辺地域における低未利用県有財産の有効活用を図るため、医療福祉拠点の整備を前提として民間事業者によるアイデアを調査し、県有財産の売却または賃貸借を含む公募要件の検討を行うものであり、業務遂行にあたっては、これまでの経緯を踏まえ、地元自治体の街づくり計画等との整合を図ることのほか、県の目指す方向を適切に反映する必要がある。そのためには、民間からの意見やアイデア募集を円滑かつ効果的に行うためのPPP(公民連携)に関する専門的なノウハウと豊富な経験が必要不可欠である。</p>		
委託調査結果の活用状況	「医療福祉拠点整備事業」として実施予定(平成32年以降)		
監査意見	<p>予定地には現教育会館の敷地が含まれているが、契約時点では、同会館は退去の目途が立っていなかったことから、当初、予定していた調査内容から縮小されており、結果として効率的、効果的でない予算執行になっている。また、教育会館との交渉の長期化などの情勢変化により、成果物が活用できなくなる可能性もあった。</p> <p>教育会館の退去については、現在も目途が立っていないことから、今後、予定されている公募要項案や事業者選定のための審査基準の作成等に係る調査委託費用が無駄な支出とならないよう、実施時期、進め方を慎重に検討されたい。</p>		

コ 滋賀の健康・栄養マップ調査集計事業

機関名	健康医療福祉部健康寿命推進課		
契約期間	平成27年7月1日～平成28年3月31日		
予算額	6,000,000円	契約額	6,000,000円
財源	一般財源	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	<p>県民の健康状態、栄養素等摂取状況を把握するための調査であって、調査データ入力、集計、作表、解析、前回までの調査結果等と比較検討し、県民の健康・栄養の現状把握および今後の県の健康づくり施策の方向性をさぐる。</p>		
委託調査の内容	<p>(1) 食物摂取状況調査</p> <p>記入された食事内容から食材名、使用量(可食量)の計算、食品番号の記入を行い、栄養計算ソフトへの入力、過大・過小データの確認、集計、作表(回収数8,607部)</p> <p>(2) 生活状況調査</p> <p>調査データの入力、集計、作表(回収数10,447部)</p> <p>「健康いきいき21-健康しが推進プラン」の目標項目に合わせた集計、作表も含む。</p>		

外部委託の理由	<p>食物摂取状況調査については、各調査票に記載された献立名から食品名へ分類する、食品ごとの廃棄量、使用量、調味料の分量を計算するなど栄養計算に必要な専門的な知識と技術を持つ人員が必要である。</p> <p>生活状況調査についても、食物摂取状況調査票の記載内容を踏まえて入力するとともに、生活習慣と食物摂取状況との関連性もあわせて解析する必要があるため高度な専門性が要求される。</p> <p>解析の段階では、前回調査との対象者の年齢構成の差による結果の偏りの有無を判断するために統計上の専門知識も必要である。</p> <p>滋賀県立大学は、管理栄養士養成施設であり、栄養の知識および統計の知識を有する教員がおり、さらに、主任研究者は、本調査の企画立案に携わっており、集計解析時に常に助言指導を行うことができる。</p>
委託調査結果の活用状況	<p>(1) 「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」策定に係る基礎資料として活用</p> <p>(2) 従来から実施している、野菜食べ隊支援事業、事業所等食環境整備事業の啓発資料等として活用</p>
監査意見	<p>調査の実施が平成27年11月、報告書の公表は平成28年12月とされているが、調査委託は平成28年3月で終了している。</p> <p>経年の変化を見る必要があることから、調査の実施時期を変更することができないものの、調査の実施時期が年度の後半であるため、当該年度中に報告書の作成までを行うことが、時間的に困難であることが主な理由とのことである。</p> <p>調査委託の内容が、調査票の集計・解析（調査票の配布・回収は別の事業者へ委託）のみとなっており、また、報告書の作成は職員が直接行っているが、調査の解析と報告書の作成は一体的に処理された方が効率的と思われることから、委託の実施時期を見直し、報告書の作成も併せて委託するなど効率的な事務の実施について検討されたい。</p>

サ 滋賀県産業振興ビジョンに関する県民意識調査業務委託

機関名	商工観光労働部商工政策課		
契約期間	平成27年11月27日～平成28年3月31日		
予算額	2,400,000円	契約額	1,871,640円
財源	一般財源	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	<p>滋賀県産業振興ビジョンに基づき、県民の経済的豊かさの主観的評価や消費に係る意識等について、アンケート調査により把握し、県民生活の基盤となる所得や消費等の観点から、本県経済・産業の状況について調査し、今後の施策や県政運営に反映させるための基礎資料とすること。</p>		
委託調査の内容	<p>(1) 調査の実施設計および準備</p> <p>(2) 調査票等の作成、印刷および発送</p> <p>(3) 調査結果の集計、分析および考察</p> <p>(4) 報告書(案)の作成、印刷</p>		
外部委託の理由	<p>県民意識調査は大規模(3,000人)となること、また、調査基本設計、調査票配布・回収、調査結果の集計、分析および考察には、意識調査に関する高度かつ専門的な知識が必要であり、当課の現員で対応することは困難であることから、専門的な技能を有する機関に委託して実施の方が効率的であるため。</p>		
委託調査結果の活用状況	<p>滋賀県経済・産業の状況のモニタリング結果として公表し、経済団体等と意見交換を実施。本モニタリング結果を踏まえ、具体的な施策の構築や検証等に活用。</p>		
監査意見	<p>委託調査の内容には、調査結果の集計、分析および考察が含まれているが、その報告書を見ると、「現在の自分の暮らし向きは良いか」との項目に、「そう思う」、「ややそう思う」などの回答者が何%いるかなどが単純に記載されているだけで、その回答に至る要因分析・考察等は行われていないなど、費用に対して調査結果の分析が不十分であると思われる、事業・施策へ活用できているのか疑問がある。</p> <p>また実際の事業、施策への活用について担当機関との調整が不十分であり、調査担当課において、アンケート結果の利用方法や利用結果を十分把握していない状況であった。</p>		

調査結果を有効に活用するためには、具体的にどのデータをどう読み取り、どのような分析を行ったのか検証を行い、次回の調査における調査項目、方法を検討されるべきと思われるが、現在の状況では、有効な調査が実施でき、その結果が活かされているのか、疑問である。

については、調査担当課と調査結果を利用する機関などとの連携を深め、より良い内容の調査項目を設定し、その調査結果がより大きな成果につながるよう改善を図られたい。

シ プロフェッショナル人材戦略拠点運營業務委託

機関名	商工観光労働部商工政策課		
契約期間	平成28年2月1日～平成28年3月24日		
予算額	4,644,000円	契約額	3,445,994円(※) ※ セミナー開催、協議会運營業務を含む契約金額を、市場調査業務の予算額で按分した金額
財源	国庫	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	県内中小企業に対して、プロフェッショナル人材の活用による成長戦略の実現を支援するため、内閣府からの委託を受けて、「滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置・運営していくに当たり、事前に県内中小企業の経営課題や、プロフェッショナル人材の活用ニーズ等を調査し、分析することで、本拠点による支援候補企業の抽出および今後の事業展開に当たっての基礎資料とするため。		
委託調査の内容	(1) 県内中小企業向けアンケート調査の実施 (2) アンケート調査結果の集計および分析 (3) 「滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点」が支援等をする候補企業の抽出 (4) 報告書の作成		
外部委託の理由	本調査は、県内中小企業の潜在成長力や、プロフェッショナル人材の活用ニーズ等を調査するものであり、応募者から調査項目等について幅広く提案を受け、有効かつ効果的に事業を進めようとするものである。 また、訪問等を行う候補企業200社(年間目標数)を抽出するために、有効回答数600社程度を設定しており、調査対象数も多く、地域や業種も幅広いことから、調査票配布・回収、調査結果の集計、分析および考察には、市場調査に関する専門的なノウハウおよび相当な事務負担が必要となる。 このようなことから、当課の現員で対応することは困難であり、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県プロフェッショナル人材戦略協議会」の会議資料として活用 (2) 滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点の運営に関して、企業訪問先を選定するための資料として活用		
監査意見	調査の前提となる国との委託契約の締結が遅延したことにより、調査委託の開始時期が平成28年2月であることから、調査結果が事業に十分活用できる内容となったのか疑問が残る。 事業を効果的に進めるためには、精度の高い調査結果が求められることから、今後、同様の事業が行われる場合には、十分な調査・分析期間が確保できるよう早期の事業着手が行われたい。		

ス 滋賀県観光マーケティング分析業務

機関名	商工観光労働部観光交流局		
契約期間	平成27年12月10日～平成28年3月31日		
予算額	10,000,000円	契約額	9,914,400円
財源	国庫	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	観光客動向の要因分析を行うことにより本県の課題を明らかにし、観光振興に効果的な施策の検討をし、また、観光振興の達成度合いを測る目標や評価指針を設定するため、設定方法やその考え方を提示すること。		

委託調査の内容	(1) 観光振興における課題の調査分析 (2) 観光施策の方向性検討 (3) 観光振興の目標および評価指針の設定 (4) 評価指標の進行管理方法の提示
外部委託の理由	アンケート調査結果と他の調査を組み合わせた分析に基づく観光施策の方向性や目標および評価指標の設定を一体的に行う必要があり、人員体制や専門性の観点からも当局の現員で対応することは困難であり、過去に観光マーケティングの実績がある機関に委託する方が効率的・効果的である。
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県観光事業審議会」の資料として活用 (2) 「平成29年度滋賀県「観光交流」振興指針アクションプラン」の基礎資料として活用 (3) 「(仮称)滋賀県「観光交流」振興指針」策定の基礎資料として活用予定 (4) 日本遺産魅力発信事業、国際観光推進事業、観光まちづくり推進事業の実施における参考資料として活用
監査意見	調査結果は「(仮称)滋賀県「観光交流」振興指針」策定の基礎資料としても活用することとされているが、調査が平成27年度に実施されていることに対し、同振興指針は、平成30年度に策定の予定であり、調査時期と計画の策定期が離れている。 本来、行政計画の策定を行い、効果的な施策を構築するためには、正確な現状把握やこれまでの施策効果の分析が必要であり、また、調査実施後に経済状況等が変化し調査結果を十分に活用できなくなるおそれもあることから、可能な限り最新のデータを活用するべきである。 今後、同様の調査が行われる場合は、より効果的な基礎資料として活用できるよう、計画の策定期を見据えて、適時に適切な調査を実施されたい。

セ 人口減少を見据えた公共交通のあり方検討業務委託

機関名	土木交通部交通戦略課		
契約期間	平成28年6月22日～平成29年3月30日		
予算額	8,000,000円	契約額	7,884,000円
財源	一般財源	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	本県の交通に係る資料収集や人口減少が本県の公共交通に与える影響調査分析等の業務および県が開催する協議会の運営支援業務等について、専門的知見を有する者に請け負わせることにより、人口減少を見据えた公共交通のあり方検討の円滑な遂行に資すること。		
委託調査の内容	(1) 滋賀県における公共交通の現状 (2) 滋賀県における移動困難者および交通空白地域の推計予測 (3) 人口減少にともなう滋賀県の公共交通網への影響予測 (4) 人口減少を見据えた滋賀県の公共交通のあり方とそれを実現するための方策 (5) 先進事例調査および関係団体等へのヒアリング (6) 報告書策定のための会議等運営支援業務		
外部委託の理由	当該検討を進めるにあたり、本県の交通に係る資料収集や人口減少が本県の公共交通に与える影響調査分析等の業務および県が開催する協議会の運営支援業務等について、高度かつ専門的な知識が必要となることから、当課の現員で対応することは困難であり、また、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	「人口減少を見据えた公共交通のあり方検討協議会」(※)の協議資料として活用 今後、さらに公共交通の現状について深掘りするとともに、高齢者の移動手段の確保や高齢者の交通事故削減に向けた新たな取組を行うことにより、本県の公共交通に求められる県民や交通事業者のニーズを的確に把握し、持続可能な公共交通の方向性やあり方について検討 ※ 人口減少社会を見据えた本県の公共交通を取り巻く様々な課題等を踏まえ、将来にわたって持続可能な本県の公共交通のあり方について、様々な主体と意見交換を行うことを目的としている。		
監査意見	調査結果について議論された、人口減少を見据えた公共交通のあり方検討会議の委員には、公共交通機関の関係者が多数参加されており、今後のあり方を検討するには最適な会議であるが、調査結果については当該会議資料としての活用に留まっている。		

長期的な施策の検討については、時系列的な検討内容の明確化や検討結果の取りまとめの時期などスケジュールを設定し、それに合わせた有効な調査を実施していく必要があることから、今後、これらを明確化し、より具体的な施策への反映につなげられたい。

ノ 平成26年度近江大橋等交通状況調査および交通対策検討業務

機関名	土木交通部道路課		
契約期間	平成26年6月3日～平成27年2月27日		
予算額	25,000,000円	契約額	25,704,000円
財源	一般財源	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	近江大橋有料道路周辺の各主要交差点などの交通量調査により無料化後の状況を把握し、課題箇所の対策案を立案すること、および琵琶湖大橋有料道路およびその周辺道路を対象に、将来交通量推計を実施し、現況および将来交通における課題を検討した上で、課題箇所の対策案を立案すること。		
委託調査の内容	(1) 交通量調査 (2) 道路網・路線計画		
外部委託の理由	交通量調査については、同日に多くの人員が必要になること、および、課題対策の検討については、原因把握や効果の検証に高度かつ専門的な知識と技能が必要となることから、当課の職員で対応することは困難であり、委託して実施する方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「近江大橋無料化対策会議」の資料として活用 平成27年度に、交通管理者が対策案とされた「新浜町交差点」などの信号現示の調整を実施 (2) 「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」の資料として活用 同研究会のまとめを踏まえ、平成27年度に滋賀県道路公社が、建設有料事業を継続することとし、対策案を第6期事業として着手		
監査意見	夕で併せて記載		

タ 平成27年度近江大橋等交通状況調査および交通対策検討業務

機関名	土木交通部道路課		
契約期間	平成27年11月27日～平成28年5月31日		
予算額	25,000,000円	契約額	24,915,600円
財源	一般財源	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	近江大橋有料道路周辺の各主要交差点などの交通量調査により無料開放後の状況を把握すること、および琵琶湖大橋有料道路区間である、県道守山栗東線八代交差点周辺の交通量調査を実施し、状況を把握するとともに、渋滞対策案を立案すること。		
委託調査の内容	(1) 交通状況調査 (2) 交通対策検討		
外部委託の理由	交通量調査については、同日に多くの人員が必要になること、および、渋滞対策の検討については、原因把握や効果の検証に高度かつ専門的な知識と技能が必要となることから、当課の職員で対応することは困難であり、委託して実施する方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「近江大橋無料化対策会議」の資料として活用 (2) 「県道守山栗東線等および周辺道路の渋滞対策を考える勉強会」の資料として活用 引き続き、平成28年度に勉強会の場で渋滞対策について検討を進め、平成29年度に中長期を含めた対策案を確定		
監査意見	本調査は、平成25年12月26日に近江大橋が無料化されたことに伴い、無料化後の状況把握と課題箇所の対策案の立案および琵琶湖大橋有料道路区間の交通量調査、渋滞対策案の立案のため平成26年と平成27年に各約2,500万円のコストをかけて実施されている。 近江大橋無料化前の調査費も含めると多額のコストをかけたにもかかわらず、現段階で具体的に行われた渋滞解消対策は、1交差点の信号現示の調整を行った程度で、いまだに近江大橋の朝夕の渋滞は慢性的であり根本的な対策に至っていない。 今後、同様の調査を実施する場合、その結果が費用に見合った成果につながるよう事前に十		

分検討するとともに、県民の利用に供するよう調査結果の公表に努められたい。
また、本調査結果については、単に会議における検討資料に留まることなく、幅広く有効に活用できる方策についても検討されたい。

チ 平成27年度道路事業ストック効果検討および道路網検討業務

機関名	土木交通部道路課		
契約期間	平成27年11月27日～平成28年8月17日		
予算額	25,000,000円	契約額	24,991,200円
財源	一般財源	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	<p>道路の整備効果については、従来、公共投資自体による原材料や労働力の需要の拡大、生産機会・雇用機会の創出等で、短期的に経済活動を活性化させる「フロー効果」が主に着目されてきた。</p> <p>一方近年では、道路が整備されることで、人流・物流の効率化、民間投資の誘発、観光交流の促進、人口・雇用の増加などが生じ、長期にわたり地域経済を成長させる「ストック効果」が注目されており、道路整備をより効果的に進めていくため、「フロー効果」に留まらず、「ストック効果」を意識した道路事業の実施が求められている。</p> <p>今後、本県の道路整備を円滑に推進していくためには、本県の道路整備における「ストック効果」を的確に把握するとともに、県民や企業等の道路利用者、国等の関係機関にも本県の道路整備の「ストック効果」について知ってもらい、事業効果を十分に理解頂くことが必要となる。</p> <p>よって、本県で整備した道路の「ストック効果」を分析により明らかにし、わかりやすくとりまとめることを、本調査委託の目的とする。</p>		
委託調査の内容	<p>(1) 既存事業のストック効果の分析、把握、整理</p> <p>(2) 事前通行規制区間におけるストック効果の検討</p> <p>(3) 整備済事業のストック効果を取りまとめた冊子の作成</p>		
外部委託の理由	<p>インフラの整備効果を示す「ストック効果」は、対象地域や関連分野等が多岐に渡り、その把握にあたっては膨大な量のデータ分析が必要になる。また、把握手法についても仕様は定められておらず、質の高い成果を得るためには、道路に関する高度かつ専門的な知識が必要となるとともに、統計など広範な分野の知識も必要となることから、当課の現員で対応することは困難であり、委託して実施する方が効率的であるため。</p>		
委託調査結果の活用状況	<p>政府要望等の説明資料、市町向けの国への要望活動を効果的に実施するための説明会資料、道路関係の会議・イベントでの啓発資料として活用</p>		
監査意見	<p>ストック効果の調査は、今後の道路整備に反映されるもので、客観的な効果にかかる調査が求められるが、地域間のアクセスが向上したことにより企業立地が促進されているなど、十分に効果がある場合と、中山間地域等でそもそもの利用者数が少ないため、若干の通行量が増加してもストック効果があったとは言い難い場合などがある。その両面を把握し、示すことが重要であると考えられるが、今回の調査結果では、後者の状況が不明確であった。</p> <p>将来の不必要な事業をなくすためにも、効果の有無を明確に判断できるものとするため、比較的ストック効果は薄いものの、過疎地域対策などの必要性を踏まえ実施する事業については異なる観点による道路整備の有効性を説明されるよう努められたい。</p>		

ツ 歴史街道の景観形成・まちづくり調査検討業務委託

機関名	土木交通部都市計画課		
契約期間	平成27年6月19日～平成28年3月25日		
予算額	29,900,000円	契約額	29,602,800円
財源	一般財源約3.7%、国庫約96.3%	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	<p>歴史街道の景観資産を調査分析し、歴史街道の景観の魅力を情報発信すること、および歴史街道の景観資産を調査分析し、景観資産を活かしたまちづくりを進めるための「歴史街道の街道景観形成方針」を策定すること。</p>		

委託調査の内容	(1) 資料収集および現地調査 (2) 宿場・拠点の景観の特徴と魅力を整理 (3) リーフレット(案)の作成 (4) 歴史街道の街道景観形成方針(案)の検討
外部委託の理由	資料収集および現地調査部分については、県内の広範囲に点在する宿場や拠点周辺の建築物等の悉皆調査を含む業務であることから、直接行った場合は長期間にわたり職員が不在となり通常業務が滞るため。 宿場・拠点の景観の特徴と魅力を整理および歴史街道の街道景観形成方針(案)の検討部分については、業務の内容が高度かつ専門的な技術が要求されるもので、契約審査会「調査・測量・設計業務委託の設定方針」においても、プロポーザル方式または総合評価落札方式のいずれかの方式により選定する業務に該当するものであるため。
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県景観審議会」の資料として活用 (2) (1)の審議を経て、「滋賀県歴史的街道の景観形成方針」を策定 (3) (1)の審議および(2)の方針に基づき「歴史的な街道の景観形成」にかかる事業を実施
監査意見	委託調査の結果は、市町が活用することとされているが、当該調査を受けて景観上重要な区域指定の取組等を行っているのは、4市に留まっている状況である。 滋賀県の役割も不明確であり、市町における調査結果の活用方法やその結果の経済効果の把握などが不十分であると言わざるをえない。 調査結果についても、街道という資産をどう活かすのか、提案もあるべきであると思われるが、特徴や魅力の整理に留まっており、調査費用に対する成果としては、内容的に物足りなく感じられた。 については、調査結果がより大きな成果を生み出し、次のステップへつなげられるよう県の役割を明確化した上で、積極的に市町と連携して活用方法を検討し、また、経済的効果を把握しながら、成果物の有効な活用に向けた取組を進められたい。

テ 滋賀県立小児保健医療センター基本構想策定にかかる基礎調査業務委託

機関名	小児保健医療センター		
契約期間	平成26年10月1日～平成27年3月31日		
予算額	6,480,000円	契約額	4,595,400円
財源	一般財源	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	今後10～20年先の将来を見据え、センターが県内の小児医療において果たすべき役割と必要な機能について検討を行っているところであり、その方針となる基本構想を策定するために必要な基礎調査、分析、検討を行うこと。		
委託調査の内容	(1) 全国的な小児医療受給状況の把握(現状および将来推計) (2) 滋賀県全体の小児医療需給状況の把握(現状および将来推計) (3) センターの状況の把握 (4) (1)から(3)の分析結果のとりまとめおよび報告		
外部委託の理由	全国の小児医療に関する幅広い状況調査は膨大になること、および小児医療の需給状況の将来推計については年齢層毎、疾患名毎の患者数に関するデータの収集および分析に関する高度かつ専門的な知識や能力が必要となることから、病院事務局の現員で対応することが困難であり、また専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	「小児保健医療センター基本構想策定」の基礎資料として活用		
監査意見	基本構想を策定するための前段となる調査であることから、幅広い視点に基づき調査されるべきであるが、調査結果については、小児保健医療センターの機能を考える上で、課題の一つとなるべき小児救急についての分析検討が行われていなかった。 今後、基本計画の策定においては、県立病院として担うべき機能について、幅広い視点に基づき検討されたい。		

(2) その他の事務

ア グリーン・イノベーション推進調査委託

機関名	県民生活部エネルギー政策課		
契約期間	平成26年11月25日～平成27年3月31日		
予算額	6,468,000円	契約額	5,940,000円
財源	一般財源	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	<p>「「地産地消型」「自立分散型」エネルギー社会の創造」に向けて、エネルギー分野の観点から産業振興を図っていくために、再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー分野（①電力、②熱、③ビジネス）における事業化可能性および推進方策等に関する調査・検討業務について、専門的知見を有する者に請け負わせることにより、今後の施策構築に向けた検討等に係る円滑な遂行に資すること。</p>		
委託調査の内容	<p>(1) グリーン・イノベーション推進調査業務 (①地産地消型電力供給モデル、②熱エネルギー有効活用、③地域エネルギービジネスモデルにおける、課題整理、施策提案等)</p> <p>(2) 会議資料作成業務</p>		
外部委託の理由	<p>当委託業務は、再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー分野（①電力（地産地消型電力供給モデル）、②熱（熱エネルギーの有効活用）、③ビジネス（地域エネルギービジネスモデル））における事業化可能性および推進方策等に関する調査・検討業務について、当該分野に精通するとともに、各種データの調査分析に係る専門的で幅広い知識と技能を有していることが求められるため。</p>		
委託調査結果の活用状況	<p>(1) 「しがスマートエネルギー推進会議」の資料として活用</p> <p>(2) 「しがエネルギービジョン」の基礎資料として活用</p> <p>(3) (1)の会議を経て、「エネルギー社会トップモデル形成推進事業」を実施 木質系バイオマスやウェット系バイオマスなど地域の特性に応じた資源を有効活用し、地域の課題の解決や活性化、低炭素社会の実現、レジリエンスの強化につなげる事業を開始</p>		

イ 新しいエネルギー社会づくり推進調査委託

機関名	県民生活部エネルギー政策課		
契約期間	平成28年11月21日～平成29年3月10日		
予算額	5,500,000円	契約額	5,130,000円
財源	一般財源1/2、国庫1/2	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	<p>「省エネルギー・節電推進プロジェクト」の取組を進めるため、本県の現状把握や推進方策等にかかる調査・検討することにより、今後の施策構築等に向けた検討に係る円滑な遂行に資すること。</p>		
委託調査の内容	<p>(1) エネルギー消費にかかる構造分析（①県内におけるエネルギー消費および省エネルギー・節電分野の実態把握、②全国や他県と比較した本県の特徴や課題の抽出、③重点的に取り組むべき省エネルギー・節電施策の提案）</p> <p>(2) 再生可能エネルギー熱利用導入量推計</p>		
外部委託の理由	<p>当委託業務は、エネルギー分野（①省エネルギー・節電、②熱（熱エネルギーの有効活用））における推進方策等に関する調査・検討業務について、当該分野に精通するとともに、各種データの調査分析に係る専門的で幅広い知識と技能を有していることが求められるため。</p>		
委託調査結果の活用状況	<p>受託者の関連企業が、本調査結果を活用したことで、平成29年度省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業に採択され、地域での省エネ相談事業を開始</p>		

ウ スポーツ交流創出コンサルティング業務委託

機関名	県民生活部スポーツ局		
契約期間	平成27年8月11日～平成28年3月31日		
予算額	12,000,000円	契約額	11,988,000円
財源	国庫	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	<p>琵琶湖や大学のスポーツ施設など本県のスポーツ資産を有効に活用し、2020年の東京オリ</p>		

的	ピック・パラリンピックの事前合宿やラグビーワールドカップ2019のキャンプ地の誘致をはじめとする国際的なスポーツイベントの招致・創出を行うこと。
委託調査の内容	(1) スポーツ交流創出のための調査分析 (2) スポーツ交流創出戦略(アクションプログラム)案の提案 (3) スポーツイベント招致プロジェクト(誘致活動)の企画・実施 (4) スポーツ交流推進組織体制(地域スポーツ・コミッション等)の検討支援
外部委託の理由	当事業の実施に当たっては、国際的スポーツイベントに関する知見、海外関係団体とのネットワークづくりや交渉等、高度かつ専門的な知識と能力が必要となることから、企画調整課(当時)の現員で対応することは困難であり、また、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。
委託調査結果の活用状況	(1) 「事前合宿誘致・スポーツ魅力発信プロジェクトチーム 平成28年度第1回会議」の資料や、スポーツ関係者との各種協議資料として活用 (2) ホストタウンの推進等「東京オリンピック・パラリンピックスポーツ交流創出事業」の展開に活用

エ 平成27年度県内無料Wi-Fi普及促進業務

機関名	県民生活部情報政策課		
契約期間	平成27年12月22日～平成28年3月31日		
予算額	4,168,000円	契約額	4,149,176円
財源	国庫	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	県内のWi-Fi普及状況に関する事項について調査・分析を実施し、その結果に基づいて、県内における無料Wi-Fiの普及促進方針を取りまとめ、さらに、無料Wi-Fi普及促進のための啓発資料の作成を行うこと。		
委託調査の内容	(1) 県内Wi-Fi普及状況調査、調査結果分析(普及促進を図るべき地域の特定など) (2) 無料Wi-Fi普及促進方針の取りまとめ (3) 無料Wi-Fi普及促進啓発資料の必要数量と配布先提案、啓発資料の作成		
外部委託の理由	無料公衆Wi-Fiは近年、急速に普及しているものであり、利用に際しての認証手続きの手法等が各通信事業者間で統一されていない、また、各通信事業者のビジネスモデルも、それぞれ独自の展開をしている。そのため、自治体の取組も様々である。 このような複雑かつ流動的な情勢の中で、効果的な調査・分析、的確な方針取りまとめ等を行うには高度な知識や構想力、専門的な技術力ならびに経験が必要であり、外部委託する必要がある。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会」の資料として活用 協議会における各部会において課題解決や普及促進について検討 (2) (1)の協議会における年次の「普及促進方針」の策定 協議会の参加者を通じて広報啓発の実施等		

オ 琵琶湖における物質循環解析業務委託

機関名	琵琶湖環境科学研究センター		
契約期間	平成27年10月9日～平成28年3月31日		
予算額	5,000,000円	契約額	4,838,400円
財源	一般財源	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	平成26年度に設置した「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」においては、従来の環境基準項目である有機物評価指標COD(化学的酸素要求量)の抱える問題が示されたことから、これに代わる新たな指標として全有機炭素(TOC)等を導入し、在来魚介類のにぎわい復活など生態系の保全・再生に向けた取り組みを展開していくにあたり、対策の効果を検証するとともに、TOC等の水質目標値の設定を進めるため、懇話会での議論や影響調査の結果等を反映させた、シミュレーションモデルの構築すること。 また、第7期琵琶湖における湖沼水質保全計画の策定(平成28年度末策定)に必要な、		

	水質等の将来予測についても平成17年度より構築してきた「琵琶湖流域水物質循環モデル」を用いてシミュレーションを行うが、計画における上記TOC等の新たな水質指標の導入についてモデルを用いた検討を行うこと。
委託調査の内容	(1) 水草モデル等、琵琶湖流域における物質循環の観点から重要である機構についてのモデル化の検討およびモデルへの組み込み (2) 底層溶存酸素量や沿岸透明度の評価を目的とした過去のモニタリングデータや「琵琶湖流域水物質循環モデル」を用いた検討
外部委託の理由	「琵琶湖流域水物質循環モデル」は、平成17～18年度、平成20～26年度に滋賀県から委託先に委託し、開発および改良してきたモデルである。 今回、物質循環の観点から重要でありながらこれまで考慮されていない機構について、モデル化の検討やモデルへの組み込みを行う必要がある。 また、第7期湖沼水質保全計画(平成28年度末策定)において新指標の導入検討や、国で導入した底層溶存酸素量や沿岸透明度の評価を目的として、過去のモニタリングデータやモデルを用いた検討が必要である。 そのために、機能拡張等を行うことでモデルの再現精度を向上させる必要があるが、モデルのソースコードは公開されておらず、委託先である企業しか改良等が実施できないため。
委託調査結果の活用状況	(1) 「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」の資料として活用 (2) 「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」の基礎資料として活用 (3) 「生態系保全につながる物質循環のあり方に関する研究」の実施

カ 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の水質シミュレーションおよび物質循環と生態系の関係解析業務

機関名	琵琶湖環境科学研究センター		
契約期間	平成28年5月20日～平成29年3月31日		
予算額	6,000,000円	契約額	5,886,000円
財源	一般財源	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	湖沼水質保全特別法に基づき、平成28年度に第7期琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画を策定することが必要である。この計画において、平成27年度を現況として、5年後(平成32年度)の琵琶湖水質を予測するため、現況および将来における負荷量等データを収集・整理し、平成17年より構築してきた「琵琶湖流域水物質循環モデル」を用いてシミュレーションを行うこと。		
委託調査の内容	「琵琶湖流域水物質循環モデル」を用いて、第7期湖沼計画に係る水質シミュレーションを実施(①平成27年度(あるいはその近年)における社会や環境の状況について整理、②平成27年度の再現計算、③5年後(平成32年度)までの対策等のシナリオについてデータを整理、④平成27年度を現況とした平成32年度までの予測計算の実施)		
外部委託の理由	「琵琶湖流域水物質循環モデル」は、平成17～18年度、平成20～28年度に滋賀県から委託先に委託し、開発および改良してきたモデルである。今回、将来予測のためのシミュレーションを行うに際し、過去の再現を行い、モデルの課題を明らかにするとともに、機能拡張等を行うことでモデルの再現精度を向上させる必要があるが、モデルのソースコードは公開されておらず、委託先である企業しか改良等が実施できないため。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会」の資料として活用 (2) 「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」の基礎資料として活用 (3) 「生態系保全につながる物質循環のあり方に関する研究」の実施		

キ 琵琶湖における有機物収支の把握に関する研究委託

機関名	琵琶湖環境科学研究センター		
契約期間	平成28年6月1日～平成29年3月24日(一部平成29年3月31日)		
予算額	32,412,000円	契約額	17,092,000円
財源	国庫	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	これからの水質管理には、湖内の有機物質収支を把握して生態系に配慮した栄養塩や有機物の管理を行うことが求められていることから、それらの施策を実施するために、生態系モデル		

	を研鑽する確度の高い一次生産の実測や有機物を利用して増殖する細菌を出発とする微生物食物連鎖の知見など、施策の基盤となる湖内の生産量や物質収支の把握に関する科学的情報を得ること。
委託調査の内容	(1) 光化学的手法を用いて植物プランクトンの現存量、一次生産速度、種組成を時空間的に高解像度で測定 (2) 琵琶湖の二次生産量の実測を行うため安定同位体法を適応する条件の検討および、その後に琵琶湖の微生物群集および一次生産のデータ収集 (3) メタゲノミクス解析をはじめとする分子生物学的手法を用いて、琵琶湖表層水に出現する細菌種と原生生物の群集解析とともに、優先種の個体群動態と機能特性の解明
外部委託の理由	当該研究委託は、外部研究資金の環境研究総合推進費を獲得して実施している。 この推進費は一つの研究機関だけではなく、大学等の多様な外部研究機関と共同で研究することが必須であるため、専門性が高く、先進的な技術や知見を要する調査研究は、外部機関が実施する共同研究の形により研究計画を策定している。 その後に外部研究資金が採択されたことから、研究計画に基づき共同研究者に対して、県予算上委託料とし、研究費を配分するために委託契約を締結している。
委託調査結果の活用状況	(1) 「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」の資料として活用 (2) 「生態系保全につながる物質循環のあり方に関する研究」の実施

ク 早崎ビオトープ生物環境モニタリング調査

機関名	湖北環境事務所		
契約期間	平成28年6月1日～平成29年3月24日		
予算額	8,512,560円	契約額	6,944,400円
財源	国庫45%、その他55%	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	早崎内湖再生事業により内湖の機能再生を図っている早崎ビオトープにおいて、生態系の推移を調査し、機能再生のための基礎資料を作成すること。		
委託調査の内容	(1) 生物環境モニタリング調査（平成13年11月から試験湛水された早崎ビオトープにおける、年間を通じた動植物の変化や推移等の調査） (2) 湛水深調査（早崎土地改良区により記録された2地点（北区、南区それぞれ1地点）の水管理資料のとりまとめ） (3) 報告会の開催（結果報告および検討を行うための報告会の開催）		
外部委託の理由	植物相ならびに鳥類および魚類等の生態の推移等のモニタリング調査については、種の同定等に関する専門的知識と調査実績が必要であり、専門的技能を有する実績のある機関に委託して実施するほうが効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	平成13年より実施している早崎内湖再生事業の一環として、経年の生態系の推移のモニタリングとして実施		

ケ 産業廃棄物処理業者等業務実績報告データ整理解析業務（平成26年度、平成27年度）

機関名	琵琶湖環境部循環社会推進課		
契約期間	平成26年10月30日～平成27年2月27日（平成26年度） 平成27年11月6日～平成28年2月29日（平成27年度）		
予算額	平成26年度 4,351,000円 平成27年度 4,356,000円	契約額	平成26年度 3,780,000円 平成27年度 3,888,000円
財源	その他	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	産業廃棄物の処理状況および他府県への移動状況を把握するため、各業者の産業廃棄物実績報告書のデータを入力の上、集計整理し、廃棄物処理計画の策定にかかる基礎資料として取りまとめること、および許可更新における審査や立入検査等にも活用すること。		
委託調査の内容	(1) 業務の打合せ・計画準備 (2) 業務報告書の整理 (3) 業務報告書データ入力準備		

	(4) 報告書データ入力 (5) 入力データのチェック (6) データ集計・整理 (7) 報告書の作成
外部委託の理由	産業廃棄物処理業者に提出を求めている産業廃棄物実績報告書は対象者が3,700余りあり、また、廃棄物の種類、搬入事業者、搬出事業者のそれぞれの項目ごとに報告されるため、そのデータは膨大であることから、入力作業等について当課の現員で対応することは困難であり、また、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。
委託調査結果の活用状況	(1) 「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の進行管理および「第四次滋賀県廃棄物処理計画」の作成にかかる基礎データとして活用 (2) 産業廃棄物処理構造解析調査委託にかかる基礎データとして活用 (3) 産業廃棄物処理業の許可審査業務、立入調査業務にかかる基礎データとして活用

コ 滋賀県汚水処理施設整備構想策定業務委託

機関名	琵琶湖環境部下水道課		
契約期間	平成27年9月15日～平成28年3月25日		
予算額	14,000,000円	契約額	13,899,600円
財源	国庫1/2、その他1/2	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	今般の厳しい財政需要を踏まえ、都道府県構想の見直しを徹底するとともに、早期の汚水処理の概成を目指すため、「滋賀県汚水処理施設整備構想2010」を見直し、新たな滋賀県汚水処理施設整備構想の原案を策定すること。		
委託調査の内容	(1) 基礎調査（集合処理区域の収集、将来汚水処理原単位の将来予測） (2) 構想における策定方針の検討 (3) 汚水処理の基本方針の取りまとめ (4) 広域的かつ効率的な運営管理のための整備計画の策定		
外部委託の理由	滋賀県汚水処理施設整備構想の策定を行うには、各種計画との調整、各地域の処理に要する経済性の比較およびデータの整理、県内市町との協議資料の作成等、下水道に関する高度かつ専門的な知識が必要であり、作業量が膨大となることから、当課の現員で対応することは困難であり、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	「滋賀県汚水処理施設整備構想」の策定		

サ 平成27年度琵琶湖流域下水道湖南中部処理区画経営計画策定業務委託

機関名	琵琶湖環境部下水道課		
契約期間	平成27年6月4日～平成28年2月29日		
予算額	17,000,000円	契約額	12,906,000円
財源	その他	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	計画期間内（平成28年度～平成32年度）の湖南中部処理区関係市町（大津市ほか8市2町）における流域下水道維持管理負担金の算定に係る「湖南中部処理区経営計画」を策定するため、計画期間内の流入水量の予測、所要経費の算定、検討および原案の策定を行うこと。		
委託調査の内容	(1) 流入水量・水質の算定 (2) 汚泥処理処分量の算定 (3) 年度別施設整備計画 (4) 維持管理人員の算定 (5) 維持管理費用の算定 (6) 資本費の算定 (7) 排水区分の算定 (8) 所要経費のまとめ (9) 負担金の資産		

	(10) 経営計画(原案)のとりまとめ
外部委託の理由	流域下水道維持管理負担金の算定を行うには、人口動態や接続率、水洗化率等の把握や、各種計画との調整、施設ごとの維持管理手法や国内経済情勢等を踏まえた所要経費の把握等、下水道に関する高度かつ専門的な知識が必要かつ作業量が膨大となることから、当課の現員で対応することは困難であり、専門的な技能を有する機関に委託して実施の方が効率的であるため。
委託調査結果の活用状況	(1) 「湖南中部処理区第8期経営計画」の策定 (2) (1)の計画に基づき「琵琶湖流域下水道事業(湖南中部処理区)」を実施 浄化センター、ポンプ場等下水道施設を維持管理する。

シ 琵琶湖流域別下水道整備総合計画基礎調査業務委託

機関名	琵琶湖環境部下水道課		
契約期間	平成28年9月13日～平成29年3月24日		
予算額	17,400,000円	契約額	17,388,000円
財源	国庫1/2、その他1/2	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	下水道法第2条の2に基づき策定が義務付けられている、琵琶湖流域別下水道整備総合計画を策定するため、琵琶湖の環境基準の達成に必要な下水道処理施設の設定等を行うための基礎データ収集等を行うこと。		
委託調査の内容	(1) 排水量と汚濁負荷量の算定 (2) 汚濁解析モデルの構築		
外部委託の理由	排水量と汚濁負荷量の算定、汚濁解析モデルの構築には、下水道に関する高度かつ専門的な知識が必要であり、作業量が膨大となることから、当課の現員で対応することは困難であり、専門的な技能を有する機関に委託して実施の方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」策定の基礎資料として活用		

ス 平成28年度県営(有)林経営管理調査委託事業

機関名	琵琶湖環境部森林政策課		
契約期間	平成28年10月7日～平成29年3月17日		
予算額	1,719,000円	契約額	1,684,800円
財源	その他	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	県下全域に存在している県営(有)林を対象に、県営林の契約更新等方針の決定、収穫計画などにおける基礎資料とするため、立木調査を実施すること。		
委託調査の内容	調査対象とした県営(有)林のプロットごとに現地で毎木調査を行い、樹種、樹高、胸高直径、生立本数についての情報を収集し、結果を森林の成長状況、蓄積量などとして整理(平成28年度の対象:瀬田、寒谷、中丁、田上森、田上堂県営林)		
外部委託の理由	各県営(有)林の現地に赴き、毎木調査を行うことは多大な労力を要し、また、森林作業、立木評価について熟知している必要があるため、当課の現員で対応することは困難である。併せて全県一元的に調査を行う必要があり、これらのことから、専門的な技能を有する機関に委託して実施の方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	県営林が契約終期を迎える際の更新等方針の決定、収穫計画の作成の基礎資料として活用		

セ 平成27年度特定鳥獣保護計画モニタリング調査事業(ツキノワグマ)

機関名	琵琶湖環境部自然環境保全課		
契約期間	平成27年7月9日～平成28年3月18日		
予算額	5,159,500円	契約額	5,145,800円
財源	一般財源	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	県内を対象として、平成27年5月に策定された滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画		

的	(第2次)に基づき、ツキノワグマの個体群を保護するための個体数管理、被害防除対策等の保護管理の実施および評価・分析に資するため、生息密度調査等を行うこと。
委託調査の内容	(1) 分布・被害状況調査 (2) 生息密度指標調査 (3) 着果度調査
外部委託の理由	本調査の実施にあたっては、ツキノワグマの生息・生態調査の経験が長く、知識と技術を十分にもっていることや、隣接府県の個体群との分布の連続性を検討するため、隣接府県のクマの生息状況についても知識と技術を十分にもっていることが求められる。 またサンプリングした体毛の遺伝子解析およびそれにかかる個体の一致を確認するには、一定の設備と分析者の高い技術および専門性が求められる。 以上より、当課職員において、これらを実施することは困難であるため、外部委託の必要性がある。
委託調査結果の活用状況	(1) 「環境審議会」の資料として活用 (2) (1)の審議に基づき「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画」を策定予定

ノ 滋賀の医療福祉に関する県民意識調査事業委託

機関名	健康医療福祉部医療福祉推進課		
契約期間	平成28年11月28日～平成29年3月31日		
予算額	2,600,000円	契約額	1,900,800円
財源	一般財源	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	県民の医療福祉・在宅看取り等に関する意識調査を実施し、滋賀県保健医療計画の改定等、今後の医療福祉行政を推進するための基礎資料とすること。		
委託調査の内容	滋賀の医療福祉に関する県民意識調査		
外部委託の理由	医療福祉に関する県民意識調査は大規模となり、高度かつ専門的な知識が必要となることから、当課の現員で対応することは困難であり、また、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県保健医療計画」策定に係る基礎資料として活用 (2) その他、健康医療福祉部所管の各種計画の基礎資料として活用予定		

タ 児童・思春期の精神医療連携システム研究事業

機関名	健康医療福祉部障害福祉課		
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日		
予算額	6,600,000円	契約額	6,600,000円
財源	国庫	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	不登校やひきこもり、いじめ等児童・思春期に生じる問題の背景に、発達障害や精神疾患が要因となっていることが指摘されており、発達途上にある児童・思春期の特性を踏まえた精神科専門医療の充実が求められており、本事業は児童思春期の精神障害や発達障害に対応できる精神科医療の充実とともに、関係機関との連携など地域からのニーズに応える体制を構築すること。		
委託調査の内容	(1) 情報交換会、意見交換会の開催および児童・思春期の精神医療連携システム研究事業ワーキンググループの設置 (2) 平成26年度実施したアンケート調査の分析と追加調査の実施 (3) 他施設視察および講演会の開催 (4) 調査報告会等の実施		
外部委託の理由	児童・思春期に関する専門的な知識が必要であり、滋賀医科大学はかねてより、児童・思春期医療の研究を行っており、当該事業を委託できる県内唯一の附属病院を有した教育機関であり、児童・思春期に関する高度かつ専門的な知識が必要となることから、当課の現員で対応することは困難であり、また、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的である		

	ため。
委託調査結果の活用状況	「児童思春期・精神保健医療体制整備事業」を実施 児童・思春期を専門とする医師の養成や、小児科・精神科との相互連携体制の整備等を行う。

チ 環境こだわり農業総合的調査業務

機関名	農政水産部食のブランド推進課		
契約期間	平成28年10月31日～平成29年2月28日		
予算額	1,800,000円	契約額	1,641,600円
財源	一般財源	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	県民の農産物購入時の意識、琵琶湖の環境保全への関心および環境こだわり農産物のニーズや購入可能価格などを把握し、環境こだわり農業の維持・拡大や世界農業遺産の申請・認定に向けた基礎資料を得ること。		
委託調査の内容	(1) 農産物の購入時の意識調査 (2) 琵琶湖の環境保全への関心調査 (3) 環境こだわり農産物に関する意識調査 (4) 米の購入価格の意識調査		
外部委託の理由	本調査は、県民の農産物購入時の意識等を幅広く調査するために、県内全市町での無作為抽出法により大規模に実施することから、当課の現員で対応することは困難であり、また、意識調査を行う専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県環境こだわり農業審議会」、「滋賀県有機農業等推進方策検討協議会」の資料として活用 環境こだわり農業の深化に向けて、環境こだわり米や有機栽培米の具体的な販売ターゲットやブランド化などの推進方策の検討を行い、平成30年度に予定している「環境こだわり農業推進基本計画」の見直しや施策の具体化を進める。 (2) 「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業」の世界農業遺産認定に向け、環境こだわり農業に関する本調査結果も基礎資料として活用		

ツ 「近江牛」ブランド力向上支援事業委託

機関名	農政水産部畜産課		
契約期間	平成26年7月1日～平成27年3月31日		
予算額	3,310,000円	契約額	2,503,000円
財源	一般財源	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	「近江牛」を他のブランド牛肉との差別化を図るため、「近江牛」の飼育環境や販売動向、枝肉格付けや牛肉脂肪の質に係るデータを収集・解析し、売れる「近江牛」の生産・ブランド戦略の構築につなげること。		
委託調査の内容	(1) 滋賀食肉センターに出荷された「近江牛」等の県内飼育牛のうち、出荷者等からの承諾が得られた個体(以下「調査対象牛」という。)の飼育データの収集・データベース作成 (2) 調査対象牛のオレイン酸や不飽和脂肪酸の含有値の測定、データベースの作成 (3) 出荷者等および関係機関との連絡調整		
外部委託の理由	信頼できるデータを得るためには、「近江牛」の飼育情報や枝肉格付、牛肉脂肪の質(オレイン酸割合)に係る情報を多数収集・解析する必要がある。 滋賀食肉センターでは、「近江牛」等が最大1日当たり100頭処理される他、枝肉格付やせり販売業務が行われている。株式会社滋賀食肉市場は、同センターにおいて、これら業務を一元的に担っており、県内出荷牛の飼育情報や販売動向、枝肉格付やオレイン酸等の測定による情報を収集することができる唯一の事業者である。		
委託調査結果の活用状況	「近江牛」ブランド・販売戦略の策定の基礎資料として活用 調査により、近江牛の特性が客観的データにより示されたことから、「特定農産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)」に基づく登録を目指す。(平成29年7月登録申請済み)		

テ 中山間地域現状調査委託

機関名	農政水産部農村振興課		
契約期間	平成28年10月3日～平成29年3月22日		
予算額	2,500,000円	契約額	2,493,720円
財源	その他	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	県内中山間地域の農業・農村の現状を調査し、多面的機能の維持・発揮や地域の活性化に向けた施策の基礎資料とすること。		
委託調査の内容	(1) 生活やコミュニティ等の現状・課題に関するアンケート調査 (2) 農業や集落機能維持等に関する現状・課題についてのヒアリング調査 (3) 地域資源の現地踏査および活用方法を検討する集落調査の実施		
外部委託の理由	アンケート調査の集計、ヒアリング調査の取りまとめは件数も多くなること、および調査内容の分析については高度かつ専門的なノウハウを最大限活かすことが効果的であることから、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効果的であるため。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県ふるさと・水と土保全対策推進懇話会」の資料として活用 (2) 「地域農業戦略指針」の改定にかかる基礎資料として活用予定 (3) 「しがのふるさと支え合いプロジェクト」を実施予定 中山間地域の維持管理と活性化を進めるため、地域を牽引するリーダー等の人材育成、地域資源活用マニュアルを作成するとともに、中山間地域の集落と協働活動等を行う企業等に対する補助、地域活性化計画の策定および実践に係る補助を行う。		

ト 平成27年度北陸新幹線敦賀以西開業を見据えたケーススタディ調査業務委託

機関名	土木交通部交通戦略課		
契約期間	平成27年10月19日～平成28年3月31日		
予算額	9,000,000円	契約額	8,822,011円
財源	一般財源	契約の方法	プロポーザル
委託調査の目的	全国新幹線鉄道法に基づき整備が進む北陸新幹線における敦賀・大阪間の与党におけるルート検討に対し、「米原ルート」に並行する在来線区間の経営分離が認められないことについて、科学的・論理的に根拠を示すとともに、今後の北陸新幹線敦賀・大阪間のルート設定に際して、先行して本県の効用を最大化するための戦略構築を行うこと。		
委託調査の内容	今後の北陸新幹線敦賀以西ルート検討において、本県が主張すべき事項について論理的・科学的裏付けを得るため、①並行在来線に係る諸課題の調査、②北陸新幹線敦賀以西ルート経済効果および影響に係るケーススタディ調査、③ルート決定後の対応等、「北陸新幹線敦賀以西開業を見据えたケーススタディ調査」の全体計画の中、「並行在来線に係る諸課題の調査」のうち、並行在来線の現況をベースとした調査を先行して実施。		
外部委託の理由	鉄道に関する需要予測や費用分析等については、高度かつ専門的な知識が必要となることから、当課の現員で対応することは困難であり、また、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	(1) 本県として、北陸新幹線「米原ルート」を推進するための、「並行在来線」の扱いについて、収支採算性の課題を抽出することで、JRの経営分離は認められないことの、内部的な意思形成のための基礎資料として活用 (2) 平成27年12月11日に開催された北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会における本県からの意見聴取の際の基礎資料として活用		

ナ 平成28年度北陸新幹線敦賀以西開業を見据えたケーススタディ調査業務委託

機関名	土木交通部交通戦略課		
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日		
予算額	29,000,000円	契約額	28,987,659円
財源	一般財源	契約の方法	1者随契
委託調査の目的	与党による北陸新幹線敦賀以西ルート検討の進捗にあわせ、現時点で候補として絞り込まれ		

的	ている3ルート案(米原ルート、小浜・京都ルート、舞鶴ルート)を前提に、本県に及ぼす影響を分析・シミュレーションすることにより、本県の効用を最大化するための戦略構築を目的とする。
委託調査の内容	北陸新幹線敦賀以西の整備による滋賀県への影響、並行在来線に係る課題解決および滋賀県内幹線鉄道ネットワークに影響等の調査を与党における検討の深度化に即応しながら実施 (1) 米原ルートの推進 (2) 他ルート案の影響評価 (3) 並行在来線の経営分離回避のための検討
外部委託の理由	鉄道に関する需要予測や費用分析等については、高度かつ専門的な知識が必要となることから、当課の現員で対応することは困難であり、また、専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。
委託調査結果の活用状況	「与党 北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会」における資料として活用 並行在来線の扱いについて「新幹線の通らない県内の在来線の経営分離は現在の自治体の意向を前提」との、本県の意向が反映

ニ 平成25年滋賀県住生活総合調査集計・分析等業務委託

機関名	土木交通部住宅課		
契約期間	平成26年10月1日～平成27年7月31日		
予算額	6,480,000円	契約額	3,618,000円
財源	一般財源1/2、国庫1/2	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	(1) 住環境に係る県民の意識等を把握するため、平成25年滋賀県住生活総合調査の集計、分析等を行うこと。 (2) (1)を踏まえた高齢者居住安定確保計画の見直し案の作成を行うこと。		
委託調査の内容	(1) 居住環境も含めた住生活全般に関する実態と居住者の意向・満足度等の特性を県全域および圏域ごとに把握するための資料として、平成25年滋賀県住生活総合調査の結果の集計、分析および平成25年住宅・土地統計調査のデータとの統合を行う。 (2) (1)のデータをもとに、滋賀県高齢者居住安定確保計画の基礎データの更新を行うとともに、県と調整しながら当該データを踏まえた計画の見直し案を作成する。		
外部委託の理由	業務内容は、533区域3,747世帯から回収した調査票の回答(延べ約12万6000項目)を住宅・土地統計調査の結果とクロス集計して129の表に取りまとめるというもので、紙資料の電子データ化、短期での多数のデータの処理、統計的加工などが主な業務内容であるため、県の人員体制で行うことが困難または不経済な内容である(併せて、加工後のデータを滋賀県高齢者居住安定確保計画の現状データとしても用いている)。		
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県住生活基本計画」の基礎資料として活用 (2) 「滋賀県高齢者居住安定確保計画」の基礎資料として活用予定 (3) 「(仮称)滋賀県賃貸住宅供給促進計画」の基礎資料として活用予定		

ヌ 滋賀県空き家団地リノベーション支援事業に係る実態調査・分析委託業務

機関名	土木交通部住宅課		
契約期間	平成27年10月16日～平成28年3月31日		
予算額	15,336,000円	契約額	14,364,000円
財源	一般財源1/2、国庫1/2	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	既存団地における空き家の発生状況や子育て関連施設を含む既存公共施設の状況等を調査分析することにより、子育て世帯向けリノベーションに適した住宅団地の選定および子育て世帯向けリノベーションの手法等の検討を行うこと。		
委託調査の内容	(1) 指定する団地内建物の実態調査に関する事項 (2) 支援対象団地および住宅リノベーションの基準に関する事項		
外部委託の理由	県内各地に点在する11の対象団地、約2,000戸を実地に調査して行う空き家の状況の把握および当該団地の住民の意向調査は、広範囲かつ大規模な調査となることから当課の現員で対応す		

	ることは困難であり、また、技術的な基準の検討にあたっては専門的な技能を有する機関に委託して実施する方が効率的であるため。
委託調査結果の活用状況	(1) 「滋賀県空き家団地再生等検討会議」の資料として活用 (2) (1)の審議に基づき「滋賀県空き家流通促進モデル事業」を実施 市町の空き家バンクの整備促進や活動強化を支援するための滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会に必要な支援、および空き家の流通の促進を図るための子育て世帯が取得した空き家の回収費の一部補助などを行う。

ネ 滋賀県住生活基本計画改定等に係る調査検討業務委託

機関名	土木交通部住宅課		
契約期間	平成28年3月22日～平成28年9月30日		
予算額	5,100,000円	契約額	3,866,400円
財源	一般財源1/2、国庫1/2	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	住宅政策に係る法定の基本計画（住生活基本計画）の見直しにあたり、近年における社会経済状況の変化や県民の居住ニーズ等を踏まえ、また、本県の地域特性や個別の課題、市町の方針等に応じたものとするために必要な基礎資料の収集分析を行うこと。		
委託調査の内容	(1) 住生活基本計画改定に係る調査検討 現状把握と分析・評価、住宅政策における今後の課題の分析、現行計画の見直し方向の整理、住宅政策の基本理念・基本目標等、施策の展開方向等の分析、計画実現のための推進体制の検討 (2) 公営住宅供給目標量の検討		
外部委託の理由	基本計画の見直しを行うには、県内の状況のほか全国的な住宅政策の現状や検討方針を把握するため、各種資料の調査、整理を行い、住宅政策の経緯等も含めた理解を必要とするところ、当課の現員のみで対応することが困難であり、委託により実施するほうが効率的であるため。		
委託調査結果の活用状況	「滋賀県住生活基本計画」の策定の基礎資料として活用		

ノ 滋賀県避難路沿道建築物調査業務委託

機関名	土木交通部建築課		
契約期間	平成26年7月16日～平成26年12月1日		
予算額	9,543,000円	契約額	9,180,000円
財源	一般財源1/2、国庫1/2	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、地震被災時に市町の圏域を超えて行う避難・物資輸送の通行確保のために、滋賀県が定める緊急輸送道路（避難路）の沿道建築物の現状を調査し、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画の改正における基礎資料とすること。		
委託調査の内容	(1) 作業計画 (2) 資料収集 (3) 動画撮影による事前調査 (4) 移動計測車両による計測、もしくはトータルステーションによる計測 (5) 道路中心線および道路敷地境界線の設定 (6) 対象建築物抽出 (7) 建築物調査表の取りまとめ (8) アンケート調査支援 (9) 法務局調査の実施 (10) 対象建築物の現地調査 (11) 建築物個票および地図の作成 (12) 報告書作成 (13) 動画閲覧システムの設置		

外部委託の理由	<p>本業務では、耐震診断義務付けの対象となる建築物の要件を満たす建物の位置や高さ、形状と対象路線の幅員や形状を調査する必要があるが、県には建物の高さ等を前面道路から測定する機器を有していないため、人手により直接計測しようとする、土地や建築物所有者の理解がなければ立ち入ることができないことから、職員による調査は極めて困難である。</p> <p>外部委託により、車両に搭載した精密な計測機器を用いることにより迅速な調査が可能であるとともに、空間情報統括監理技術者の有資格者による資料の取りまとめや分析により、効率的かつ効果的な調査が実施できるため。</p>
委託調査結果の活用状況	<p>(1) 「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」策定のための基礎資料として活用</p> <p>(2) (1)の計画に基づき「避難路沿道建築物耐震化促進事業」を実施</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断が義務付けの対象となる建築物の耐震診断費用を負担する。</p>

ハ 滋賀県既存建築物耐震改修促進計画策定業務委託

機関名	土木交通部建築課		
契約期間	平成27年 7 月15日～平成28年 2 月29日		
予算額	7,300,000 円	契約額	7,236,000円
財源	一般財源 1 / 2、国庫 1 / 2	契約の方法	一般競争入札
委託調査の目的	平成27年度に計画が満了する「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」の次期計画策定に必要な調査、分析、整理、提案、素案の作成、計画策定の補助業務を行うこと。		
委託調査の内容	<p>(1) 滋賀県既存建築物耐震改修促進計画の進捗状況の点検に係る調査・分析</p> <p>(2) 特定既存耐震不適格建築物の抽出</p> <p>(3) 特定既存耐震不適格建築物の実態調査</p> <p>(4) 緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の実態調査</p> <p>(5) 耐震化率の現状分析ならびに耐震化率の推移および向上に関する考察・提案</p> <p>(6) 次期「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」素案作成</p> <p>(7) 次期「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画の策定」の補助業務</p>		
外部委託の理由	<p>滋賀県既存建築物耐震改修促進計画の平成28年度からの次期計画を策定するため、平成27年度時点での要緊急安全確認大規模建築物の実態調査、要安全確認計画記載建築物、特定既存耐震不適格建築物の抽出調査、緊急輸送路沿道の特定既存耐震不適格建築物に関する実態調査等を行う必要があり、これらの調査、分析、整理、耐震化の動向予測については、調査手法や情報処理に関する高度かつ専門的な知識が必要となることから、当課の現員で対応するより専門的な処理手法を有する事業者へ委託して実施する方が効率的であるため。</p>		
委託調査結果の活用状況	<p>(1) 「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」の策定</p> <p>(2) (1)の計画に基づき「要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業」を実施</p> <p>災害時に避難場所等として利用可能なホテル・旅館等に対して市町が耐震改修補助事業を行う場合の事業費用の一部を負担する。</p>		